

検査の背景

- ✓ 中小企業庁は、令和2年度に、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、特に大きな影響を受けている中小企業等に対して、事業の継続を支えるなどのためとして、事業全般に広く使える**持続化給付金を給付**
- ✓ 中小企業庁は、給付に必要な事務について、総合評価落札方式による一般競争入札を行い、令和2年4月に（一社）サービスデザイン推進協議会（サ推協）と**769億0208万円で委託契約を締結（給付金事務事業（第1次））**
- ✓ 経済産業省の**委託事業等の手引では、入札公告前の複数の民間事業者等からの意見聴取（事前接触）は大変重要**
- ✓ 国の委託契約で受託者が再委託を行う場合は、受託者にあらかじめ再委託先の名称、業務の範囲等を書面で提出させ、**適当な場合のみ承認**。給付金事務事業の委託の場合もこれに則した会計手続が必要
- ✓ 委託事業等の手引では、**企画管理業務は再委託できず、再委託費率が2分の1を超える場合には、契約締結時に理由を確認**

検査の状況

- ✓ 中小企業庁は、3年3月末までに**423万件、計5兆5147億4297万円**を給付。申請から給付までの期間は、**2週間以内が289万件（給付件数全体の68.4%）**、2週間を超えていたものが133万件（同31.6%）
- ✓ 中小企業庁は、給付金事務事業（第1次）の入札前の**事前接触に際して、民間事業者とのやり取りの詳細を記録せず。同庁から事前接触を求めたのはサ推協ほか1者で、これ以外の民間事業者からの申出による事前接触は1者のみ**
- ✓ 給付金事務事業（第1次）の契約締結時の**再委託費率は99.8%**と他に比べて大幅に高くなっていたが、中小企業庁は、どのような業務が**再委託できない企画管理業務に該当するか文書等で具体的に整理しておらず**、また、**再委託の必要性等の検討について記録がなく、確認できない状況**。当該事業の**事業参加者は延べ723者、その階層は最大で9次請まで**
- ✓ 中小企業庁は、3年9月までに**591件（給付額計5億8958万円）**を不正受給と認定したが、同時点で返還金の一部又は全部が**国庫に納付されていないものは、222件（同2億2108万円）**

所見

- ✓ 特定の**民間事業者等と事前接触を行った場合は、公平な競争が阻害されているとの疑念を招くことのないよう、やり取りをより詳細に記録するなどすること**。また、**事前に事業概要等を公表するなどして、接触を求めた民間事業者等以外の者も同様の情報を得る機会を確保する仕組みを検討すること**
- ✓ 契約締結に際して、**再委託等を禁止する業務の範囲を具体的に整理するなどして、受託者がこれらの業務を再委託、外注しようとしていないか確認すること**。また、**再委託費率が大幅に高くなる見込みの場合には、再委託の承認に向けた手続を慎重に行うとともに、その結果を記録に残すなどすること**。さらに、**主要な業務については、発注者である国が容易に管理できる範囲の事業参加者にとどめて実施させるような工夫をすること**
- ✓ 国庫に納付されていない返還金について、**不正受給者に対して返還を強く求めていくこと**。また、**不正受給者の認定に向けた作業を加速させるなど、不適切な給付が看過されることのないよう取り組んでいくこと**

6.持続化給付金事業の実施状況等（特定）

給付金事務事業（第1次）の概要、持続化給付金の給付等の状況（令和3年3月末時点）

● 給付金事務事業（第1次）の概要

契約金額：769億208万円

契約相手方：（一社）サービスデザイン推進協議会（サ推協）

● 給付件数、給付額：423万件、5兆5147億4297万円

● 申請から給付までの期間：2週間以内：289万件（給付件数全体の68.4%）

2週間超：133万件（同 31.6%）

給付金事務事業（第1次）の事前接触の状況

● 委託業務等の手引：複数者との事前接触が重要



経済産業省

令和2年6月：外部有識者による「調達等の在り方検討会」を設置
同検討会が3年1月に取りまとめた報告書において、10億円以上の委託契約について、事前接触に際して更なる公平性、透明性の確保を提言
→報告書を受けて、3年1月に手引等を改正

所見

特定の民間事業者等と事前接触を行った場合は、公平な競争が阻害されているとの疑念を招くことのないよう、やり取りをより詳細に記録するなどすること。また、事前に事業概要等を公表するなどして、接触を求めた民間事業者等以外の者も同様の情報を得る機会を確保する仕組みを検討すること

不正受給の返還状況（令和3年9月末現在）

（単位：件、千円）

項目	時点	令和3年3月末	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末
① 不正受給の累計認定件数		12	28	30	130	252	390	591
② ①に係る給付額		12,000	28,000	30,000	129,888	251,626	390,168	589,586
③ ①のうち未返還件数		11	13	6	59	118	134	222
④ ③に係る給付額		11,000	13,000	6,000	58,888	117,726	133,530	221,082
⑤ ③のうち氏名等を公表したものの件数		—	—	2	5	5	13	31
⑥ ⑤に係る給付額		—	—	2,000	5,000	5,000	12,988	30,988

不正受給認定件数、給付額：591件、5億8958万円

国庫に納付されていない件数、金額：222件、2億2108万円

所見

国庫に納付されていない返還金について、不正受給者に対して返還を強く求めていくこと。また、不正受給者の認定に向けた作業を加速させるなど、不適切な給付が看過されることのないよう取り組んでいくこと

6.持続化給付金事業の実施状況等（特定）

給付金事務事業（第1次）の再委託費率、実施体制の状況

委託事業の再委託手続

委託契約等の手引



- 企画管理業務は再委託することはできない
- 再委託費率が2分の1を超える場合は、受託者に再委託理由を確認

再委託費率の状況

契約金額：769億 208万円
 再委託金額：767億1391万円

再委託費率99.8%

大幅に高い

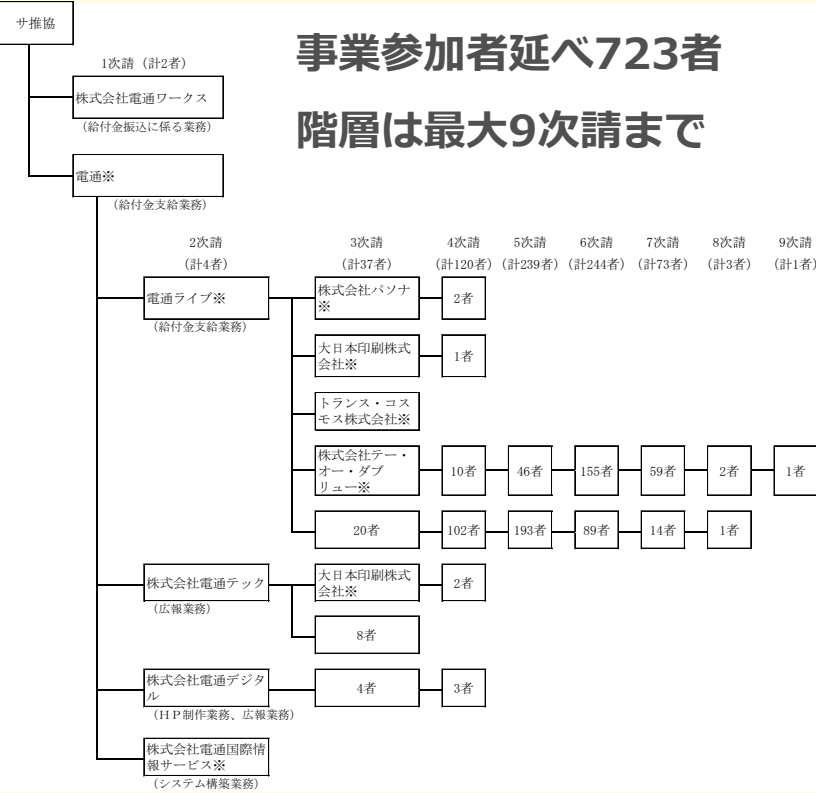
再委託費率の平均：54.6%
 （経済産業省の他の61事業）

再委託費率が基準値の50%を大きく超えている中、どのような業務が再委託できない企画管理業務が整理されておらず、また、再委託の必要性等の検討について記録がなく、確認できない状況

最終の履行体制

事業参加者延べ723者

階層は最大9次請まで



所見 契約締結に際して、再委託等を禁止する業務の範囲を具体的に整理するなどして、受託者がこれらの業務を再委託、外注しようとしていないか確認すること。また、再委託費率が大幅に高くなる見込みの場合には、再委託の承認に向けた手続を慎重に行うとともに、その結果を記録に残すなどすること。さらに、主要な業務については、発注者である国が容易に管理できる範囲にとどめて実施させるような工夫をすること